

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9 月12 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 67 号

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「（各階の主要なものに限る。）」を削り、同表に次のように加える。

6	換気設備（第6条第2項第1号に規定するものを除く。）	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
7	非常用の照明装置（第6条第2項第3号に規定するものを除く。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

別表第1の2備考を次のように改める。

備考

- この表において「告示別表第1」とは、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）別表第1をいう。

2 この表において「各階の主要な換気設備」とは、火気を使用する室又は在館者の多い室に設けられた換気設備をいう。

3 この表において「各階の主要な非常用の照明装置」とは、避難経路（居室内の通路部分を含む。）に設置された非常用の照明装置をいう。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。